

奈良工業高等専門学校職員レクリエーション小委員会規程

平成16年 4月 1日制定

平成19年12月21日改正

(目的)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の職員のレクリエーションを円滑に実施するためこの規程を定める。

(定義)

第2条 職員のレクリエーションとは、職員の健全な文化、教養、体育等の活動を通じてその元気を回復し、相互の緊密度を高め、並びに勤務能率の発揮、増進に資するものをいう。

(委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、本校に職員レクリエーション小委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教員のうちから選任された者 2名
- 二 事務系職員のうちから選任された者 3名
- 三 総務課長

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 権限の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により校長が任命する。

(議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(審議事項)

第8条 委員会は、校長の命により次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 レクリエーションの趣旨の徹底及びその普及を図るために必要な広報活動並びにレクリエーションに関する助言及び指導に関すること
- 二 レクリエーションに必要な施設及び用具、器材の整備に関すること
- 三 レクリエーション行事の計画及び実施に関すること
- 四 その他レクリエーションに関すること

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校職員レクリエーション委員会規程（昭和44年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。